



報告書等の書式は最新のものを使用してください

後見センターレポート vol.8 (平成27年5月)で、「後見等事務報告書」と「財産目録」の書式が変更されたことをお伝えしてから1年が経ちましたが、今なお旧書式による報告書等が提出されることがあります。旧書式による報告書では報告内容が十分でないことがあり、その場合は、改めて最新の書式による報告書等を提出し直していただくことがあります。

最新の書式や記載例は、後見サイトの「後見人等のための書式集」からダウンロードすることができますし、後見センター窓口で受け取ることもできますので、最新の書式をご利用いただきますよう、お願いします。

なお、専門職後見人が提出する報酬付与申立書についても、旧書式(1枚目下段の裁判所使用欄の記載が「家事審判官」のままとなっており、申立費用の負担に関する主文の記載がないもの)によるものが散見されますので、この点もご注意ください。

後見等監督人が選任された場合の手の続の流れについて

後見人等について後見等監督人(以下「監督人」といいます。)が選任された場合、その監督の具体的方法等は基本的には監督人の裁量に委ねられているところですが、参考として、監督人が選任されてから裁判所に報告書等が提出されるまでの手の続の流れを示します。

(1) 監督人兼任時の報告までの流れ

後見等開始と同時に監督人が選任された場合、後見人等は、速やかに本人の財産状況や収支状況等を調査した上で、初回財産目録、年間収支予定表等を作成し、添付書類(預貯金通帳の写し等)と共に、審判日から2か月以内を目処に監督人に提出していただくこととなります。監督人には、それらの内容が適正であることを確認した上で(その際、後見人等が管理している預貯金通帳の原本確認は必ず行ってください。)、審判日から2か月半後の応当日までに、初回財産目録と年間収支予定表の写しを添付した監督事務報告書を裁判所に提出していただきます(即時抗告申立て等により確定が遅れた場合の提出日については、別途ご照会ください。)。なお、監督人から裁判所に対する添付書類(預貯金通帳の写し等)の提出は不要です。

一方、後見等開始後に監督人が選任された場合は、(2)の定期報告の他に、裁判所が監督人に対し、後見人等のそれまでの事務処理等についての報告を求めることがあります。

(2) 監督人の定期報告(報酬付与申立てに伴うもの)までの流れ

監督人には、本人の財産状況等に応じ、年2ないし4回を目安として、後見人等から財産状況や収支状況等に関する報告を受けるほか、必要に応じて本人の財産状況等を確認したり、報告を求めたりしていただくこととなります(その際、後見人等が管理している預貯金通帳の原本確認は必ず行ってください。)

監督人には、それらの内容を踏まえ、裁判所が監督人に対して指定した月(指定月)の翌月15日までに、報酬付与申立書及び報酬付与申立事情説明書に加え、財産目録(指定月の前々月末日時点のもの)の写しを添付した監督事務報告書を裁判所に提出していただきます。その場合も、監督人から裁判所への添付書類(預貯金通帳の写し等)の提出は不要です。

後見センターレポート vol.12 (平成28年10月)



裁判所が追加信託の検討を求めた場合について

後見センターレポート vol.10 (平成28年2月) で、後見制度支援信託 (以下「信託」といいます。) を利用する場合は、従前の預貯金口座に残す金額 (手元金) がおおむね100万円から500万円程度となるように信託財産額を設定いただきたいとお知らせしましたが、信託を利用した時点でそれを大きく上回る手元金が存在したため、現在も高額の手元金を管理している後見人や、信託利用後に黒字収支が続くなどしたことで、現在は高額の手元金を管理している後見人もおられると思います。

そのような場合は、裁判官の判断により、現在の手元金の一部を追加して信託することの検討を求められることがありますので、そのような求めがあったら、追加信託をするか否か、どの程度の額を追加信託するかなどを検討してください (判断に迷った時は、裁判所に相談してください)。最初の信託の手続は専門職 (信託後見人) が行いましたが、同一の信託銀行に追加信託する場合の手続は、親族後見人が単独で行うことができますので、その場合は報酬の支払は必要ありません。一方、後見人が追加信託を利用せず、そのまま高額の手元金の管理を続けることとなる場合は、裁判官の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

監督人が選任されている場合の後見人の提出書類等について

後見センターレポート vol.11 (平成28年5月) で、後見等監督人 (以下「監督人」といいます。) が選任された場合に、監督人が定期報告及び報酬付与申立てに際して裁判所に提出すべき書面についてお知らせしましたが、監督人のみならず後見人等も報酬付与の申立てをする場合は、後見人が監督人とは別に、報酬付与申立書及び報酬付与申立事情説明書を裁判所に提出する必要があります。財産目録や預貯金通帳の写しを裁判所に提出する必要はありませんが、付加報酬を求める場合は、裏付資料の提出が必要となることがあります (なお、以上の説明は、後見人等が裁判所に対して提出する書類に関するものであって、監督人には監督人から求められた書類を提出する必要がありますので、ご注意ください)。

監督人が選任されている後見人等が報酬付与申立てをする場合は、監督人を通じて申し立てるなどして、できる限り監督人と同時に申し立てるようにしてください。監督人から定期報告及び報酬付与申立てがされる前に、後見人等から報酬付与申立てがされることありますが、裁判所としては、監督人の定期報告によって後見人等の事務が適正に行われていることを確認できない限り、後見人等に対して報酬付与の審判をすることができません。

もし、監督人とは別個に報酬付与申立てをする場合も、その旨を監督人に事前連絡してくださるようお願いいたします。

後見センターレポート vol.13 (平成29年1月)



定期・定額預貯金に関して裁判所に提出を要する資料について

後見センターレポートvol.10(平成28年2月)で、預貯金に関して裁判所に提出を要する資料についてお知らせしましたが、お問い合わせの多い「定期・定額預貯金」に関して裁判所に提出を要する資料について、改めて詳しくお知らせします。

1 初回報告の際に提出を要する資料について

(1) ゆうちょ銀行の定期・定額貯金について

初回報告の直近の時点における元利金額等明細書(内訳書)の発行を受けた上で(お近くの郵便局で、無料で発行を受けることができます。)、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。ただし、後見等開始申立ての際に申立人が裁判所に元利金額等明細書(内訳書)を提出していた場合は、初回報告時に重ねて提出していただく必要はありません。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金について

初回報告の直近の時点における残高証明書の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。ただし、後見等開始申立ての際に申立人が裁判所に残高証明書を提出していた場合は、初回報告時に重ねて提出していただく必要はありません。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金については、その定期預金が初回報告時点において満期末到来の場合や、預け入れた店舗(金融機関の本店・支店等)における預入金額が額面100万円未満の場合は、例外的に、残高証明書の提出を不要としています。

2 定期報告の際に提出を要する資料について

(1) ゆうちょ銀行の定期・定額貯金について

報告期間の末日時点における元利金額等明細書(内訳書)の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金について

報告期間の末日時点における残高証明書の発行を受けた上で、通帳の写しと共に裁判所に提出してください。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関の定期預金については、1年以内にその定期預金が更新されたことが通帳から明らかである場合や、1年以内にその定期預金の利息が普通預金口座に入金されていることが通帳から明らかである場合は、例外的に、残高証明書の提出を不要としています。

後見制度支援信託の利用状況について

後見センターでは、平成24年2月から後見制度支援信託の利用に関する運用を行っていますが、内部の統計資料によると、後見制度支援信託の利用件数(信託契約締結件数)は、平成28年12月末時点で約2500件に及んでいます。後見センターでは、今後も必要に応じ、後見制度支援信託が安全かつ簡易な財産管理手段であることをお伝えしていきたいと考えています。

後見センターレポート vol.1 4 (平成29年6月)



本人がお亡くなりになった場合について

本人がお亡くなりになった場合、特に親族である成年後見人、保佐人、補助人は、お辛い中で様々な事務を執り行わなければならないと思いますが、以下のとおり、後見人等として行っていただかなければならない事務もあります。その事務の内容は、後見人等が本人の相続人であるか否かによって異なりますので、ご注意ください。

なお、監督人が選任されている場合は、まずは監督人に連絡し、監督人の指示に従ってください。

1 後見人等が本人の相続人である場合

(1) 裁判所への報告

本人がお亡くなりになった日から2週間以内に、死亡診断書又は死亡記載のある除籍謄本のコピーを添えて、本人がお亡くなりになった旨の「連絡票」を裁判所に郵送又はファクスすることにより、死亡の連絡をしてください（2週間以内に死亡診断書等を提出することが困難な事情があるときは、「連絡票」にその旨を記載してください。）。

(2) 終了登記の申請手続

本人がお亡くなりになったときは、後見人等や本人の親族において、終了登記の申請手続を行っていただく必要があります。申請先は以下のとおりです（なお、終了登記の申請は、東京法務局以外の法務局では受け付けていませんので、ご注意ください。）。

東京法務局 民事行政部 後見登録課 03-5213-1360（ダイヤルイン）

(3) 本人の相続財産の確定

本人がお亡くなりになってから2か月以内に、未清算の後見事務費用等を清算するなどして、本人の相続財産を確定してください（裁判所への報告は不要ですが、分からないことがあれば、「連絡票」によりご連絡ください。）。

2 後見人等が本人の相続人ではない場合

(1) 裁判所への報告（上記1と同じ）

(2) 終了登記の申請手続（上記1と同じ）

(3) 本人の相続財産の確定（上記1と同じ）

(4) 相続人への相続財産の引継ぎ

本人がお亡くなりになってから6か月以内に、管理計算によって確定した本人の相続財産を相続人に引き継いだ上で、相続人から受領した「引継書」を裁判所に提出してください。なお、相続人への引継ぎが困難な事情（相続人が存在するかどうか分からない、相続人が高齢であったり遠隔地にいたりして引継ぎに協力してもらえない、相続人が引継ぎを拒んでいるなど）がある場合は、「連絡票」により裁判所にご連絡ください。

※ 本人がお亡くなりになった場合には、以上に加えて、裁判所から書類の提出を求めたりすることがあります。その場合は裁判所から連絡させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

後見センターレポート

vol.15 (平成29年10月)



コーくん

後見等開始の審判のために鑑定が必要な場合について

家庭裁判所は、ご本人の精神の状況について鑑定をしなければ、後見開始の審判や保佐開始の審判をすることができません（家事事件手続法119条1項本文、133条）。裁判官が診断書を含む申立書類の内容を検討し、明らかに鑑定の必要がないと認めた場合は、鑑定をせずに審判をすることもありますが（同法119条1項ただし書、133条）、そのような場合でない限り、ご本人について鑑定を行う必要があります。

鑑定は、ご本人の状態をよく把握している主治医にお願いすることもあります。裁判官の判断により、第三者専門医に鑑定をお願いすることもあります。

なお、鑑定費用については、鑑定に先立ち、後見センターから連絡を受けた額を納めていただく必要があります。ただし、後見等開始の審判では、鑑定費用はご本人の負担とする旨の判断がされることが通常ですから、審判においてそのような判断がされた場合は、鑑定費用を納めた申立人は、審判確定後に後見人を通じ、ご本人の財産から鑑定費用相当額の支払を受けることができます。

以上のとおり、鑑定は、法律の規定に基づいて必要に行われる手続ですので、後見センターから鑑定を行う旨の連絡を受けた場合は、ご協力をお願いします。

後見人等の辞任を希望する場合について

本人のご親族が後見人等に選任され、適切に後見等の事務を行っていても、その期間が長期にわたるうちに、後見人等が病気になったり高齢になったりしたことで、後見等の事務が負担となり、後見人等を辞任したいとお考えになることもあると思います。

後見人等が辞任するには、「後見人等辞任許可の申立て」をし、家庭裁判所の許可を得ることが必要ですが（民法844条、876条の2第2項、876条の7第2項）、後見人等の病気や、後見人等が高齢となったこと等を理由とする申立てについては、許可されることが多いと思われます。後見人等が辞任を希望する場合は、まずは連絡票に事情を記載し、後見センターに郵送又はファックスするようにしてください。

ただし、後見人等の辞任が許可されても、後見等の手続が終了するわけではありませんので、新たな後見人等を選任するために、「後見人等辞任許可の申立て」と併せて、「後見人等選任の申立て」を行っていただく必要があります。ご親族に適切な候補者がいらっしゃる場合は、その方の了解を得た上で、その方を候補者として申立てをすれば、裁判官がその方を後見人等に選任すべきか否かを判断します。ご親族に候補者がいらっしゃらない場合は、候補者なしで申立てをしても差し支えありません（その場合は、適切な第三者を後見人等に選任することになります。）。

後見制度支援信託を利用した場合の提出書類について

後見センターレポート vol.10（平成28年2月）及び vol.13（平成29年1月）で、預貯金に関して後見センターに提出を要する資料についてお知らせしましたが、後見制度支援信託に関する資料としては、毎年の定期報告に際し、報告期間中の一時点における残高が分かるもの（信託銀行の通帳のコピー、信託銀行から送付を受けた残高に関する通知書など）を提出して下さるようお願いします。